

ビジネストラックで緩和されたのは

◆行動計画書に記載した滞在場所への移動のみ許されます。

◆待機場所(宿泊施設)は何一つ緩和されていません。

個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください。

(個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください)

◆移動は公共交通機関を利用できません。

◆特定されていない人間との接触は禁止です。

◆入国後 14 日間、日時、滞在場所ごとに対象者が接触した者を記録すること。

◆当然、外食や買い物も出来ません。

◆現地出発前のPCR検査は免除になりません。

技能実習ではビジネストラック利用のメリットは有りません。